

「フルハーネス型墜落制止用器具に係る改正法規等説明会」  
建災防兵庫県支部事前質問事項に係る兵庫労働局回答内容  
(平成 30 年 8 月 29 日)

質疑 1

フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育（改正後の特別教育規程第 24 条）の特例として、フルハーネス着用期間 6 か月と足場特別教育は重複で省略されて「関係法令」30 分のみで良いのでしょうか。

回答

貴見のとおり

特別教育の科目の省略が規定されている（施行通達：基発 0622 第 1 号）第 2、2、(2) ア、イ、ウ（以下、科目省略規程という）のそれぞれの経験等が満たされれば、それに応じた科目を省略して差支えありません。ア、ウの適用等の複数の適用は可能です。

質疑 2

足場の組立て等特別教育取得の免除資格である「足場組立て等作業主任者」資格取得者も「労働災害の防止に関する知識」は省略できるのでしょうか。

回答

省略できません。

科目省略規程ウ、は足場の組み立て等の業務に係る特別教育又はロープ高所作業に係る特別教育を受けた者については、「労働災害の防止に関する知識」を省略できるとされています。足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者等は、足場の組立て等の特別教育について全部省略することができますが、足場の組立て等作業主任者技能講習は作業管理（指揮監督）、作業者に対する教育という観点が大いことから、墜落制止用器具の業務に関する「労働災害の防止に関する知識」に関し十分な知識を有しているとは言い切れず、省略を認めないとしたものです。

### 質疑 3

墜落制止用器具を使用しなければならない作業として、「1 段おきの層間養生ネットがある外部足場上で左官や塗装工などがブレースを外して作業する場合、胴ベルト式でもよいと考えます。」よろしいですか。

(躯体と足場間隔が 30 cm 以上のような場合と 30 cm 未満の場合など取り扱いが変わる可能性があるのでしょうか。)

### 回答

高さが 2m 以上の「事業者が墜落制止用器具を労働者に使用させることを義務付ける規定等について」の作業場所を使用する墜落制止用器具は原則フルハーネス型となります。その上で、墜落制止用器具の新規格及びガイドラインにて、高さ 6.75m 以下（建設作業では 5.0m 以下）の作業場所において、フルハーネス型墜落制止用器具の着用者が墜落時に地面に到達する場合等の対応として胴ベルト型を認めるとされています。

質問は労働安全衛生規則第 563 条第 3 項の作業であると考えられ、「墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ労働者に墜落制止用器具を使用させる措置」に基づく墜落高さ（墜落制止用器具の選定高さ）は地上又は床上から当該場所までとなります。なお、通常時に足場の躯体側に設置される防網は「物体の落下防止」の措置です。

(躯体と足場間隔が 30cm 以上、30cm 未満等の基準はありません。基準は「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所」です。)

### 質問 4

墜落制止器具の 2 丁掛けフックのうち、1 丁を胴ベルトの巻取りストッパー式のもの。もう 1 丁をフルハーネス式のフックで、5m 以下の高さで使い分けをすることは問題ないですか。

### 回答

「安全帯の規格」から、フルハーネス型と胴ベルト型が一体（併用した）となった墜落制止用器具が製造されることは、現段階ではないと考えます。

### 質問 5

従事した経験年数で特別教育の受講時間が軽減されるようですが、経験年数の確認は元請の（事業主の）確認と判断でよろしいですか。

### 回答

科目の省略による経験年数の確認（証明）は、当該労働者を直接雇用している事業者であることが望ましい。

(従来の特別教育の取扱いに同じ)

## 質問6

特別教育の学科と実技を別々に受講する場合の有効期間について。

平成31年2月1日前に特別教育の学科科目の受講をした場合、当該科目の再受講は不要とあります。

- ① 例えばハーネス型安全带使用経験がない者が平成31年1月31日までに学科(4.5H)を受講、別の日に実技のみを受講することは可能でしょうか。
- ② さらに、その場合、実技を平成31年2月1日以降に行うことは可能でしょうか。  
(実技教育を行うに当たり、平成34年1月2日以降、使用できなくなる可能性のあるフルハーネス型を購入しなければならないのでしょうか。)
- ③ また学科と実技を別の日に分けて実施することが可能であれば、学科を受けて実技を受けるまでの期間に制限があるのでしょうか。

## 回答

- ① 可能です。(学科と実技が別日でも可能です。)  
改正後の特別教育規程第24条第2項を受講した者は、その科目を省略できることから同規程第24条第3項の実技のみを受講すればよいこととなります。  
当然ですが、改正省令公布日後(平成30年6月19日)の教育に限ります。
- ② 可能です。  
改正後の特別教育規程に基づき実施する特別教育について、施行日前後の区別はありません。  
(教育に使用するものであることを踏まえると)平成31年2月1日以降は新規格を満たしたフルハーネス型墜落制止用器具を使用して実技をすることが望ましい。なお、現規格を満たす安全带として製造されたものであっても、新規格を満たしたものであれば何等問題はありません。
- ③ 期間に法定上の制限はありませんが、常識的な範囲内であると考えます。

## 質問7

厚生労働省の「安全带が墜落防止用器具に変わります！」のパンフレット3頁本文11行目の

「②(★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を……」

と記載されていますが、これも適用日時点が条件になるのでしょうか。

(通達上は条件になっています。)

## 回答

施行通達のとおり、適用日時点が条件となります。